

I A S B 会議報告（第 8 1 回会議）

I A S B（国際会計基準審議会）の第 8 1 回会議が、2 0 0 8 年 7 月 2 2 日から 2 5 日までの 4 日間にわたりロンドンの I A S B 本部で開催された。今回の I A S B 会議では、①新規議題の決定、②財務諸表の表示、③収益認識、④公正価値測定（専門家諮問パネル会議の報告）、⑤公正価値測定、⑥連結、⑦リース、⑧法人所得税、⑨経営者による説明（Management commentary）、⑩国際財務報告基準（I F R S）第 5 号（売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業）の改訂、⑪プライベート企業のための国際財務報告基準（I F R S）（従来の中規模企業の会計基準）、⑫基準諮問会議（S A C）の報告、⑬ I F R S の年次改善及び⑭国際財務報告基準解釈指針委員会（I F R I C）の活動状況についての検討が行われた。また、教育セッションでは、資本と負債の区分プロジェクトに関連して、欧州財務報告諮問グループ（E F R A G）の P A A i n E（Proactive Accounting Activities in Europe）のワーキンググループとドイツ会計基準審議会のワーキンググループが共同で作成したディスカッション・ペーパー「負債と資本の区分（Distinguishing Between Liability and Equity）」に関する 2 度目のモデルの説明がワーキンググループの代表によって行われた。そのモデルは、「損失吸収アプローチ（Loss absorption model）」という考え方を採用しており、企業の立場から見て、「損失を吸収する資本（loss-absorption capital）」を資本（equity）とし、それ以外を負債として区分しようとするものである。

I A S B 会議には理事 1 2 名が参加した（トム・ジョーンズ氏は欠席。また、欠員の理事が 1 名）。本稿では、これらのうち、①から⑦に関する議論の内容を紹介する。

1. 新規議題の決定

今回は、米国財務会計基準審議会（F A S B）との間で合意されている覚書（M O U）に含まれている項目のうち、まだ議題として取り上げられていない次の 2 項目が、新たに議題として取り上げることが決定された。これらのプロジェクトは、2 0 0 8 年 4 月の F A S B と I A S B との合同会議での合意に基づき、2 0 1 1 年 6 月までに完成させることが予定されている。

- (a) 資本の特徴を持つ金融商品（資本と負債の区分）
- (b) 金融商品の認識の中止

2. 財務諸表の表示

当初は、議論が予定されていなかったが、ディスカッション・ペーパーの最終段階で出てきた論点が議論された。

2008年6月会議では、①包括利益計算書の当期利益の下にその他包括利益として示す項目にどのようなものを含めるべきか、及び、②その他包括利益から当期利益へ振り替えるべきか（リサイクリング）、振り替えるとした場合、いつ、どのように振り替えるかの2点については、本プロジェクトでは扱わないことが暫定的に合意された。すなわち、包括利益計算書の中に当期利益を表示し、それより下にその他包括利益を示し、そして、末尾が包括利益となる。さらに、現在行われているリサイクリングも許容することになる。このような合意は、ディスカッション・ペーパーで予備的見解として示されることになる。

しかし、これに加えて、ディスカッション・ペーパーでは、これまでの議論の中で多くのボードメンバーが支持を表明した長期的な包括利益計算書の在り方（当期利益を廃止するとともに、その他包括利益に現在含まれている項目は、その他包括利益として独立させずに、それらが本来属する事業や財務というセクションで表示し、リサイクリングも行わない）を長期的目標として表明していたが、このような長期的目標を明確に表明すべきかどうか、今回解決すべき論点として議論された。

議論の結果、長期的目標については、これを明確に示すことはせず、これまで議論した多様な考え方を記述するにとどめることが暫定的に合意された。

3. 収益認識

今回は、①このプロジェクトを2011年6月までに完成させるための作業計画及び②履行義務の測定の2点について議論が行われた。後者では、さらに、顧客対価アプローチを採用する理由の記述の是非及び履行義務を当初認識以降に再測定すべきか、また、もし再測定するならば、それはどのような場合かといった点が議論された。

(1) 作業計画

今回は、ディスカッション・ペーパーを公表するかどうか、公表するとすればどのような作業計画とするかに関して、次の提案がなされた。

- (a) ディスカッション・ペーパーの公表は必要であり、そこでは、単一の収益認識原則及び測定方法が適切かどうか（適切でない場合があるかどうか）に関して質問する。
- (b) ディスカッション・ペーパーは、2008年末までに公開し、その公開期間は4カ月とする。
- (c) ディスカッション・ペーパーで提案する認識及び測定原則は、現行実務と大きく異ならないので、ディスカッション・ペーパーのコメント募集期間中から公開草案の作成に着手する。
- (d) 公開草案は、2009年10月の公表を目指し、公開期間は6カ月とする。
- (e) 最終基準は、2011年5月頃の完成を目指す。

議論の結果、ディスカッション・ペーパーを公表することとするが、公開期間は6カ月と

することが暫定的に合意された。また、それ以外の公開草案などの作業計画にもスタッフの提案通り暫定的に合意された。

2008年4月以降に、IASB及びFASBは、本プロジェクトの方向性を変更し、顧客対価額アプローチを採用することとしている。このアプローチの下においては、①契約の認識時点及び②測定時点で次のように会計処理が行われる。契約当初では、契約は、権利及び履行義務から構成されていると考え、権利は顧客との間で約定された対価の価値で測定し、履行義務は顧客との間で約定された対価額が、履行義務を構成する構成要素に、それら構成要素の売却価格に基づいて配分されることになる。また、これらの測定では、当初は、顧客との間の約定された対価の価値で行われるが、当初認識以降については、契約が不利となる場合に再測定が行われる。なお、契約が不利となる場合以外にも再測定を行う必要がある場合があるかどうかは、別途検討されることとなっている。

上述した認識と測定に関するモデルは、現行の収益認識実務と大きな差異はないと考えられる。そのため、ディスカッション・ペーパーでコメントを求める必要があるかどうかは議論されたが、上述のモデルの採用により現行実務の大きな変更となる契約や業種がある可能性があり、その状況を把握する必要があるため、ディスカッション・ペーパーを公表することとされた。

(2) 履行義務の測定

①当初認識時

収益の測定は、顧客対価額（契約において約定された取引価格）によって行うことが暫定的に合意されている。そのため、契約当初では、契約に含まれる権利と履行義務が同額となるように測定され、この時点で収益が認識されることはない。その理由をどのように説明するかに関して議論が行われた。スタッフからは、次のような2つの見解が示され、これら2つの見解をディスカッション・ペーパーで示すことが、暫定的に合意された。

- (a) 見解A：取引価格は自発的な買手と自発的な売手との間で交渉された金額を意味するため、履行義務（商品又はサービスのアウト・フロー）は取引価格（対価のイン・フロー）に等しくなるよう測定されるべきと考える。言い換えると、取引価格は、契約上提供される商品又はサービスに支払う予定の金額を意味するため、当該価格は、契約上の履行義務の有意義な尺度（meaningful measure）としての機能を果たすと考える。
- (b) 見解B：履行義務を契約上の取引価格で測定すべきという点に同意するが、理想としては、履行義務はこれを履行する価格（履行価格（fulfillment price））で直接測定されるべきと考える。別の言い方をすれば、この見解では、契約上のアウト・フローの測定は、理想的にはイン・フロー（過去と将来のアウト・フローの両者を回収することが期待されるもの）よりもそうした将来のアウト・フローに直接焦点を当てるべきと考える。しかし、そうした履行価格を見積るための犠牲の多さや複雑さを考えると、契約上の取引

価格が相対的に容易で、観察可能であり、かつ合理的な履行価格の代理指標であるとするれば、取引価格を用いることを認めるべきだと考える。見解Bは、契約時収益の認識を是認するものの、履行価格の測定の困難さから取引価格による測定を認めるという考え方である。

このほか、当初認識時に、履行義務を構成する複数の構成要素がある場合に、取引価格をどのようにこれらの構成要素に配分するかについても議論された（なお、ここで構成要素とは、履行義務の履行時期が異なるものを指す）。構成要素への配分は、基本的には、それら商品又はサービスの履行義務の観察可能又は見積り売却価格に基づいて比例的に行うことが暫定的に合意された。ただし、契約当初において、これら履行義務の構成要素に市場価格（いわゆるレベル1）がある場合には、当該構成要素は、その公正価値で測定すべきであることも暫定的に合意された。

②当初認識以降の測定

当初認識以降に履行義務を再測定すべきかどうか議論された。契約が企業にとって不利になった場合に、履行義務を再測定する点については、異論はなかったが、それ以外に再測定すべき場合があるのかについては、結論が出なかった。スタッフに対して、不利な契約かどうかの判定（不利な契約の判定テスト）をどのように行うのかについて更に検討すべきことが指示された。再測定すべき場合の検討は、それらの結果を受けて行われることになる。

4. 公正価値測定（専門家諮問会議の報告）

金融安定化フォーラムの要請により、IASBは、専門家諮問パネル（Expert Advisory Panel）を設置し、市場が活発でなくなったときに金融商品をどのように評価するかに関するガイダンスを強化するための検討を開始した。2008年6月13日に開催された第1回目の会合に引き続き、7月に2度サブグループの会合が開催されたので、そこでの議論がスタッフから報告された。

議論された論点には次のようなものがある。

- (a) 観察可能な市場価格が存在しなくなった場合における公正価値の測定。従前は市場価格があり、これ以外の情報を利用してこなかったが、信用危機によって市場価格が入手できなくなった場合の評価技法の開発
- (b) 実際の取引が減少した場合及び取引が全く発生しなくなった場合における取引価格の利用
- (c) 価格提供サービス、ブローカー又はその他の情報源からの情報の活用、及び価格提供サービスやブローカーからの情報からどのようにして価格が導き出されるかに関する調査と理解の必要性
- (d) 評価モデルに投入するデータや当該データに対する調整

(e) 強制取引 (forced transactions) 又は清算売却 (distressed sales) の取扱い。強制取引とは何か、観察可能な取引価格は無視されるべきかどうかについて明確化することの必要性、及び観察可能な取引となるための状況の理解の必要性。

(f) 不履行リスク (自分自身の信用リスク) の変動の測定

これらの会合を通じて、IAS第39号(金融商品：認識及び測定)の公正価値測定に関する規定とガイダンスは全般的に明確であり、公正価値による測定に至るために用いられているアプローチには首尾一貫性があることが認識された。

今回の専門家諮問パネルの全体会議は、7月31日に開催される。全体会議では、次を含む文書案が議論される予定である。

- 金融危機で遭遇した論点の要約
- それらの論点に関するIAS第39号の規定及びガイダンス
- 活発な市場がなくなってしまった場合に、金融商品の公正価値の測定の際に用いられるプロセス及びアプローチに焦点を当てた、パネリストが、どのように実務上当該論点を取り扱っているかの要約。

当該会合の後、文書案は、関係者からのコメントを求めるためにIASBのウェブサイトに掲載される。また、測定を扱った後、本パネルは開示に関する論点を取り扱う。今後もパネルでの議論の要約は、公開会議においてIASBに報告されるとともに、ウェブサイトでも公表される。

5. 公正価値測定

既に紹介しているが、2008年4月のFASBとIASBの合同会議で、2011年6月末までにこのプロジェクトを完了するために、IASBでの本プロジェクトの検討では、米国財務会計基準書(SFAS)第157号(公正価値測定)の根本的見直しはせず、SFAS第157号の考え方を採用する(出口価値、市場参加者の視点、最有効利用及び主要市場の採用)ことが暫定的に合意されている。

これまで、本プロジェクトでは、IFRSの中で公正価値測定の規定が置かれている基準を一つずつ取り上げ、これらで使われている公正価値という用語の意味が、現在出口価値を指しているのか、それとも現在入口価値を指しているのかについて検討を行ってきた。今回これらの成果に基づき、公正価値の定義として、公正価値が現在出口価値か現在入口価値を明確にする必要があるかどうかに関する議論が行われた。ここでは、この議論に先立って、まず、これまでの検討の成果をまとめて示し、その後に議論の概要を紹介する。

(1) IFRSの分析の結果

公正価値による測定を求める各IFRSの検討からスタッフは次のような分析結果を導き出している。

- (a) 現在出口価値は、清算価値ではない。
- (b) 現在出口価値と現在入口価値は、それらが、同一項目（資産又は負債）に対する同一市場の同一日の状況を反映し、かつ、売手と買手が同一水準の情報を有しているのであれば、同額となる。
- (c) スタッフによる検討は、I F R Sが公正価値による測定を求めている場合に、そこで指定されている公正価値がどのような意味を持つかを分析することであり、公正価値による測定の対象範囲を拡大しようとするものではない。現在公正価値測定を求めている I F R Sには次のものがある。

I F R S	当初認識時の測定	当初認識後の測定
I F R S 第 3 号企業結合	公正価値	適用される I F R S による
I F R S 第 5 号処分のために保有される非流動資産と廃止事業	公正価値	公正価値
I A S 第 1 6 号有形固定資産	原価	公正価値又は原価
I A S 第 1 7 号リース	公正価値	原価
I A S 第 1 9 号従業員給付（制度資産）	公正価値	公正価値
I A S 第 3 8 号無形資産	原価	公正価値又は原価
I A S 第 3 9 号金融商品（認識及び測定）	公正価値	公正価値又は償却原価
I A S 第 4 0 号投資不動産	原価	公正価値又は原価
I A S 第 4 1 号農業（生物資産）	公正価値	公正価値

(2) 公正価値の定義

上記の分析、特に、同一の資産又は負債に対しては、同一市場の同一日では、現在出口価値と現在入口価値は同額になるという点を踏まえて、スタッフからは、公正価値の定義として、次の2つのアプローチが示された。

- (a) 公正価値を現在出口価値として定義する。もし、特殊な状況として、現在出口価値を用いることが適切でないと考えられる状況が生じた場合には、①その状況では、公正価値を測定ベースとして用いない、又は、②企業に取引価格を現在出口価値の最良の証拠として利用することを許容することが考えられる（その場合には、各 I F R S がこれを決定する）。
- (b) 公正価値という用語を廃止し、これらを現在出口価値又は現在入口価値に置き換える。この場合、当初認識時の測定では、現在入口価値が用いられ、当初認識後の測定では、現在出口価値が用いられることになる。

議論の結果、上記(a)を採用することが暫定的に合意された。また、この議論の過程で、現在出口価値では、公正価値測定の対象となっている項目を利用又は売却することによって市場参加者が経済的便益を生み出す能力を勘案しているという事実を定義に反映するための文言修正をすることが暫定的に合意された。

(3) 今後の検討

上記(a)において、特殊な状況においては、現在出口価値を用いることが適切でない状況があり、その場合には、公正価値を測定ベースとして用いない、又は、取引価格を現在出口価値の代替値として用いることが示唆されているが、これらについては、さらに検討が行われる。また、負債の公正価値測定についても今後検討される。

6. 連結

このプロジェクトは、IAS第27号（連結及び個別財務諸表）及び解釈指針（SIC）第12号（連結—特別目的事業体）を置き換える新たなIFRSを作成するプロジェクトである。このプロジェクトでは、①連結範囲の決定のための実質支配力基準の見直し及び②開示の充実が目標とされている。対象が、連結財務諸表の作成を扱うIAS第27号の見直しであるので、新たなIFRSには、連結財務諸表作成のための会計処理も含まれるが、今回はこの会計処理についての見直しを行う予定はなく、IAS第27号の現行の会計処理がそのまま新たなIFRSに引き継がれる予定である。

今回は、スタッフから提示された公開草案のドラフトについての議論が行われたが、特に決定された事項はない。

(1) 連結の範囲の決定

このプロジェクトでは、これまで、連結財務諸表が示すべき情報の目的は、子会社が保有している資産及び負債のように、親会社（企業）が間接的に支配している場合も含めて、企業が支配している資産及び負債をあたかも自分自身の資産及び負債であるように示すことであると、連結の範囲は、企業に対する支配によって判定するという考え方で検討が進められてきた。IAS第27号は、この支配という考え方を採用しているが、SIC第12号では、リスク経済価値アプローチが採用されており、両者の間には限られた範囲での整合性しかないと理解されている。今回の見直しでは、支配企業モデル（controlling entity model）を適用することによって、両者の整合性をとろうとしている。

今回の提案では、「報告企業は、法的企業（a legal entity）の資産及び負債から、あたかもそれらが自らの資産及び負債であるかのように、便益を得られるように、当該資産及び負債を利用又は管理するのに十分な現在のパワーを持っているときに当該法的企業を支配している。」という定義が提案されている。

この定義では、報告企業は、次の場合に、別の法的企業を支配していると考えている。

- ・当該企業からの便益を得る機会がある。
- ・当該企業から生じる便益に対し影響を及ぼす意思決定ができるパワーを有している。

これまで議論されてきた支配の定義では、支配があるためには次の3つのテストを充足することを求めている。

(a) 企業の戦略的な財務及び営業の方針を指示する能力（「パワー規準」）、
(b) 企業から流入する便益にアクセスする能力（「ベネフィット規準」）、そして、
(c) それらの便益の量を増加、維持又は保護するためにパワーを使用する能力。
今回提案されている定義は、いくつかの点でこれまでの議論と異なっている。ここでは、その主なものを記述する。

- ・ 上記(a)のパワー規準が新たな支配の定義の要件から除外されている。これは、企業の戦略的な財務及び営業の方針を指示する能力があれば支配があるといえるが（十分条件）、それ以外に、企業の戦略的な財務及び営業の方針を指示する能力が制限されていても、当該企業が生み出す便益に関する意思決定ができるパワーがある場合には、支配があると判断できる場合があるため、支配の存在のためには、企業の戦略的な財務及び営業の方針を指示する能力を必要条件とする必要はないと考えられたからである。
- ・ 新たな提案では、パワーは「現在」保有しているものでなければならないという点も明確にされている。
- ・ 更に、法的企業から受ける便益に関して、次のような点が明確にされている。
 - (i) 便益は変動するものでなければならない（報告企業が他の法的企業の支配によって受け取る便益は、当該法的企業の財務上の業績に伴って変動するものでなくてはならない）。
 - (ii) 便益は好ましい結果をもたらし得るものでなければならない（報告企業は、期待リターンよりも多くも少なくもなるリターンを得る権利を有しなければならず、報告企業が損失のみを負担する場合には、便益規準を満たさない）。
 - (iii) 便益は法的企業からのリターンに限定されるものではない（報告企業が、規模の経済を達成するために機能を統合したり、不足となった製品を調達したり、独自の知識（ノウハウ）を利用したり、他の資産価値を高めるために営業や資産を抑制したりといったように、自己の資産と組み合わせることで投資先の資産を使用することで便益が報告企業に生じる場合であってもこの規準を充足する）。
- ・ パワーは、報告企業が有する、他の法的企業の資産及び負債の管理に参加する能力である。報告企業が他の法的企業を支配している場合には、報告企業は資産及び負債について、それらがあたかも自己のものであるかのように管理する能力を有し、他の者を当該資産及び負債の使用又は管理から排除する能力を有することになる。
 - (i) パワーは絶対的なものである必要はない（パワーは、時には当該法的企業に関与する他の当事者が保有する権利によって制限されているかもしれない。例えば、他の当事者が当該企業について防御的な権利（protective rights）を有していたとしても、報告企業は当該法的企業への支配を保持し得る）。
 - (ii) パワーは法的企業の業績に影響を与える（投資家は、法的企業から得られる便益に対する権利に比例したパワーを求めるとの前提が置かれているので、パワーは、投資家が自ら行った投資に見合うこと、又は当該投資から便益が得られることを確か

めるために、当該企業へ参加ができるのに十分なものでなければならない。

(2) 開示

サブプライム問題に緊急に対応するために、報告企業は、財務諸表利用者が次のような事項について評価できるような情報を開示すべきであるとして、追加開示を求めることが提案されている。

- (a) 連結するか否かの結論を導くにあたり、報告企業の会計方針の適用の過程において経営者が行った判断と、当該判断の財務上の影響
- (b) グループ内に存在する法的企業の境界から生じる、資産及び負債に対する制限の性質及びその財務上の影響
- (c) 親会社の保有持分の変動又は子会社の支配の喪失による財務上の影響
- (d) 支配していない法的企業に対して報告企業が有する重要な関与（**significant involvement**）の性質及び関連するリスク

(3) 議論の結果

上記(1)及び(2)のような提案に対して意見交換がなされたが、その中で、次の点について、スタッフに対して更なる検討を行うことが指示された。

- ・ 新たに用いられている「重要な関与（**significant involvement**）」の定義の明確化。
- ・ 追加される開示要求
- ・ 風評リスク（**reputational risk**）
- ・ 代理人関係
- ・ IAS第28号（関連会社投資）における「重要な影響（**significant influence**）」が「重要な関与（**significant involvement**）」に含まれるかどうか。

7. リース

本プロジェクトを2011年6月までに完成させるために、プロジェクトの範囲を変更する作業計画案が2008年6月のIASB会議で示され合意されている。今回は、これらの提案をより具体的に検討し、プロジェクトの進め方についての暫定的な決定が行われた。検討された事項は、①プロジェクトの範囲（貸手の会計処理の検討を延期するかどうか）及び借手のオペレーティング・リースの会計処理、②リースを継続又は解約するオプションの取扱い、③変動リース料の取扱い、④リースの開始時点及びリース期間中における使用权及び賃借料の支払義務の測定及び⑤ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースの区分の廃止という5つの論点であった。

(1) プロジェクトの範囲及び借手のオペレーティング・リースの会計処理

借手の会計処理を改善することの利益（特にオペレーティング・リースから生じる資産及び負債を認識することを借手に求める規定）は、借手と貸手で異なる会計モデルを採用することの不利益よりも重要であるとスタッフは考え、貸手の会計処理の検討を2011年6月以降に延期することが暫定的に合意された。

また、借手のオペレーティング・リースの会計処理に対しては、現行のIAS第17号にあるファイナンス・リースの処理を、必要に応じて修正したうえで適用することで対応する。具体的には、借手は、次のような会計処理を行うことになる。

- (a) リース期間にわたってリース資産を使用する権利を表象する資産を認識し、
- (b) リース期間にわたる賃借料の現在価値を債務として認識する。

(2) オプションの取扱い

リースを継続又は解約するオプションの取扱いについて、現行IAS第17号及びSFAS第13号（リースの会計処理）は、リースを延長又は解除するオプションを個別に認識することを求めている。借手に求められているのは、リース期間を決定する際にオプションの存在及び行使の可能性を考慮に入れることである。これに対して、リースを延長又は解約するオプションを個別に資産又は負債として認識・測定する方法が考えられるが、2011年6月までにプロジェクトを完成させるためには、現行会計処理を継続した方がよいとの判断から、リースを継続又は解約するオプションを資産の使用権から区別して認識すべきでない点が暫定的に合意された。

さらに、使用権を借手が資産及び負債として認識する際に、リース期間の見積りに当たって、オプションの存在及び行使の可能性をどのように考慮に入れるかについて議論され、次の3つの可能性が検討されたが、結論には至らなかった。

- (a) 権利が行使される可能性がかなり確実（reasonably certain）な場合に限り、リース期間に算入する（これは、現行の取扱いである）。
- (b) 確率で加重（probability-weighted）されないリース期間の最良の見積もり（best estimate）を用いる。
- (c) 確率で加重されたリース期間の最良の見積りを用いる。

さらに、リース期間を決定する際に、契約要素（リース期間の延長又は解除に影響する契約条項）、非契約要素（契約に明示されていないがリース期間の延長又は解除に影響する要素）及びビジネス要素を考慮すべきことが暫定的に合意された。

(3) 変動リース料の取扱い

現行の会計基準では、米国会計基準やIFRSの双方で、変動リース料支払いは、一般的に、発生した期間において費用化され、ファイナンス・リースあるいはオペレーティング・リースのどちらと看做されるかの決定と当初のリース債務の測定の両方において使用される最低リース料総額からは除かれることとなっている。

議論の結果、現行基準の会計処理を見直し、確率で加重された変動リース料支払いの最良の見積りを用いるアプローチを開発することが暫定的に合意された。

(4) リースの開始時点及びリース期間中における使用权及び賃借料の支払義務の測定

借手は、リースの開始時点における使用权及び賃借料の支払義務を、リース料支払額の現在価値で測定すべきとすることが暫定的に合意された。また、割引率としては、借手の担保付借入 (secured borrowing) に適用される追加借入利率 (incremental borrowing rate) を用いることも暫定的に合意された。さらに、リース期間中において、借手は、使用权をリース期間と使用权が表象する経済的便益の消費パターンに基づくリース物件の経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却すること、及び、借手は、リース支払額を金利と債務の減額とに振り分けなければならないことも暫定的に合意された。

(5) ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースの区別の廃止

ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別を廃止することが暫定的に合意された。これによって、同一のアプローチがすべてのリース取引に適用されることとなる。

以 上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。